

造血幹細胞移植等による予防接種再接種の費用助成について

造血幹細胞移植等の治療により、治療前に接種した予防接種法に規定する定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のため、任意で再度の予防接種を受ける場合に要する費用を助成します。

注意：申請前に再接種された予防接種については対象となりません。

【助成対象者】

- (1) 再接種を受ける日において、本市に住民登録を有する者
- (2) 再接種を受ける日において、20歳未満の者
- (3) 造血幹細胞移植、化学療法、臓器移植及び免疫抑制剤を用いた治療により、治療前に接種した定期予防接種のワクチン免疫が低下し、又は消失したため、再接種が必要と医師が判断した者

【助成対象となる予防接種の種類】

定期予防接種で、母子健康手帳等により接種履歴が確認できるもの

【助成金】

それぞれの予防接種につき、再接種に要した費用の7割に相当する額（1円未満は切り捨てた額）
※意見書の発行に費用が必要な場合は、助成の対象外のため申請者の負担となります。

【再接種前の手続き】

- (1) 八代市から申請書をお渡しします。書類①～③をそろえてご提出ください。
 - ①八代市造血幹細胞移植等による予防接種再接種費用助成認定申請書
 - ②八代市造血幹細胞移植等による予防接種再接種費用助成認定に係る医師意見書
 - ③母子健康手帳の写し等
- (2) 再接種費用助成認定の可否を決定し、「八代市造血幹細胞移植等による予防接種再接種費用助成認定（不認定）通知書」にて通知します。
- (3) 「八代市造血幹細胞移植等による予防接種再接種費用助成認定通知書」を確認し、認定された予防接種の再接種を受けます。

【再接種後の手続き】

申請期限：再接種を受けた日の属する年度の末日まで
（3月中に再接種を受けた場合にあっては翌月の4月末日まで）

- (1) 八代市から申請書をお渡しします。添付書類①～④をそろえてご提出ください。
 - ①八代市造血幹細胞移植等による予防接種再接種費用助成申請書
予防接種再接種費用助成明細書（別紙1）
 - ②再接種した医療機関の領収書の原本
 - ③予診票の原本又はその写し
 - ④母子健康手帳の写し等再接種が確認できるもの※来所される場合は、振込先の口座がわかるもの、印鑑（シャチハタ不可）もご持参ください。
- (2) 再接種費用助成の可否を決定し、「八代市造血幹細胞移植等による予防接種再接種費用助成金交付決定（不交付決定）通知書」にて通知するとともに、申請書で指定された口座に助成金が振り込まれます。

【お問い合わせ及び申請窓口】

八代市健康推進課 電話 0965-33-5116
〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25